

砂 川 市 規 則 第 2 4 号

令和 5 年 9 月 1 3 日

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

- ４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、これらの規定により決定された号俸に基づく給料が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第９条第１項の規定に基づき決定された北海道の地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）を下回る額であるときは、当該号俸を最低賃金の額を上回る直近上位の号俸とする。

附 則

この規則は、令和５年10月１日から施行する。